

# 侯馬盟書「□」・「□」の字釈とその関連問題： ”趙「稷」・「范」氏”なる字釈による時期決定の検 討を基礎として

平勢，隆郎

<https://doi.org/10.15017/2230011>

---

出版情報：史淵. 128, pp.45-76, 1991-02-28. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

## 侯馬盟書「𠄎」・「𠄎」の字釈とその関連問題

— 趙「稷」・「范」氏<sup>〃</sup>なる字釈による時期決定の検討を基礎として —

平 勢 隆 郎

### 一、はじめに

一九六五年十二月に発見された侯馬盟書が、先秦時代を代表する貴重な文字史料であることは、万人の認めるところであろう。しかるにこの史料については、その製作時期に関し二つの説が対立し、一方の説が有力にはなっているものの、いまだ完全には決着していない。この現状を将来した主な理由は、この盟書に見える人名が従来より知られる文献史料中の人名とうまく重ならないことである。本論は、この盟書の人名の字釈を再検討し、従来の字釈の誤りを正して文献史料中の人名と一致することを論証し、侯馬盟書の製作時期を確定することを目的とする。その上で、これに関連した諸問題を検討する。

## 二、問題の所在

本盟書は、これを製作した中心人物である「趙孟」（子趙孟）に対する忠誠と敵対する勢力に対する勢力に對する敵視ないし呪咀とをその内容とする。「趙孟」は文献にも多数記され、いずれも趙氏の宗主の称号である。<sup>1)</sup>これに敵対する勢力の筆頭に記されるのは「趙<sub>ノ</sub>尼<sub>ノ</sub>」等と字釈された人物（趙<sub>ノ</sub>存<sub>ノ</sub>）で、趙氏の族員と目される。これらのことから本盟書が趙氏の内紛に関わるとする点については、異論ないところとなった。

筆者は先に『春秋晋国《侯馬盟書》字体通覽——山西省出土文字史料——』（以下『通覽』<sup>2)</sup>）において、本盟書をめぐる研究史と基本的問題点をまとめ、盟書個々の字体（字形・書体）を比較するための表を掲げた。そこでは研究史のなかに、盟書製作時期をめぐる二つの有力な説を位置づけている（以下「第一説」・「第二説」と称する）。それゆえ、そこに述べた点については贅言するのを避けてこれを参照していただくこととし、以下には、まずその骨格およびそこに述べる余裕のなかった点にしぼって検討し、問題の所在を明らかにしておきたい。

「第一説」は、本盟書が基本的に整理された段階で有力となった張頌氏の見解で、江村治樹氏がこれを承けている。<sup>3)</sup>すなわち『左伝』定公十三年（前四九七）―哀公五年（前四九〇）に記された趙氏内紛に関わるとするものである。この内紛では、趙氏の宗主たる趙孟（趙鞅、趙簡子）とその一族である邯鄲趙氏（邯鄲を本拠とし、趙稷を頭とする）との間に争いが起こり、前者が勝利をおさめている。

「第二説」は、唐蘭氏が提示し、高明・馮時氏がこれを承けた見解で、『史記』趙世家に見える趙氏内紛（前四二五―四二四年ハ六国表V）に関わるとする。趙簡子の子の趙襄子は兄の子の趙浣を太子とし、これが宗主となった（献侯）。これに襄子の弟（『世本』は「子」とする）の趙桓子（趙嘉）が謀反を起こして自立し、献侯を放逐したが、一年後に桓子が死ぬと国人はその子を殺して献侯を迎立している。桓子による献侯放逐の際に製作された盟書とするもので

ある。

上記二説が盟辭解釈の上でもっとも対立するのは、第一類・第二類<sup>5</sup>に記された「嘉」の解釈である。前者はこれを宗主趙孟の尊称とするのに対し、後者は人名にして桓子のこととするのである。

前者については、盟書整理の途中で「詛呪類」と命名された第五類盟書が発見され、その字句中に、上記の事件の過程で趙孟と敵対し遂には国外に追われた「中行寅」の名が見いだされたことで、その説が強化された<sup>6</sup>。しかし、これに対しては、高明氏が、第五類だけが墨書され残りはすべて朱書されている点を指摘して、朱書盟書は第五類とは製作時期が異なるものと主張している<sup>7</sup>。

吉本道雅氏<sup>8</sup>は、盟書字句を、河南省温県から出土した盟書（以下「温県盟書」）や『左伝』所載の盟書と比較して編年し、温県盟書と同じ時期として、第一説を肯定した。これは朱書盟書を検討の対象とするもので、高明氏の批判に対する反批判としてもつ意味は大きい。温県盟書と侯馬盟書とをつなげる鍵は、内容の類似ということだが、とりわけ「郵政」という人物が一致する点が注目される<sup>9</sup>。しかし、侯馬盟書と温県盟書と同じ時期としても、絶対年代を付与するにあたっては、春秋末から戦国初めにかけて、文献史料がとりわけ希薄になる時期である点が懸念されるのである。

ただし、吉本氏も着目したことが、温県盟書には「十五年十二月乙未朔辛酉」なる紀年銘がある。これは、「ある君主の十五年で一日が乙未になる十二月の辛酉の日」と解釈できる。これから第一説・第二説に関わる適當年代（ある君主の十五年で一日が乙未になる十二月のある年）をさがすには、春秋戦国時代の暦の研究をひもとかねばならない。その君主として問題にすべきは、侯馬・温県両盟書の出土地・内容からみて晋侯と周王であろう。第一説では晋の定侯十五年（前四九七年）が、第二説では周考王の十五年（前四二六年）がさしあたり問題になる。暦日の実際については、新城新蔵博士が「春秋長曆図」という理念的暦を製作し、これは「戦国秦漢長曆図」の一部にも続いている<sup>10</sup>。ま

た、張培瑜氏の『中国先秦史曆表』は、天文計算によって得られる朔日干支一覽（冬至合朔時日表）と、想定された各種の曆比較表（史日朔閏表）および付表から成り、便利である。実際の曆日は、大小月配置の関係によってはこれと一日ずれたりするし、月のほうも閏月配置の関係で一ヶ月ずれることもあり得る。文献史料からは、周・魯の曆は冬至を含む月を正月とする曆（周曆）であることがわかっており、この他立春を含む月を正月とする曆（いわゆる夏曆）が存在し、立冬を含む月を正月とする曆もあつた可能性がある。これらのことを念頭におくと、第一説においては、晋の定公十五年（魯定公十三年、前四九七年）の周曆正月朔が「春秋長曆図」では「丙申」（乙未）の翌日、『中国先秦史曆表』では「乙未」になっている。周曆正月は夏曆では通常十一月にあたる（『中国先秦史曆表』史日朔閏表）が、「春秋長曆図」がその一ヶ月前に置閏していることに着目し、晋の曆においてこの置閏がすこし遅れ、周曆二月を閏月としていたと仮定すると、問題の周曆正月は晋国夏曆の十二月となる（置閏は年末になる）。ただし、こうなるとこの十二月は前年「十四年」の十二月になる。これでは紀年の「十五年」と合わなくなる。ところが、この「十四年」は、前王死去の翌年を元年とする『春秋』の体裁によって、晋侯の紀年を想定したものであるから、吉本氏が指摘するように、晋国においては年内改元したと解釈すれば事なきを得る。かくして、前四九八年～四九七年初は問題の紀年（十五年）に合致する。紀年の「十五年乙未朔正月」は西曆前四九八年十二月十二日～四九七年一月十八日、「辛酉」は前四九七年一月十五日となる（『中国先秦史曆表』冬至合朔時日表）。一方第二説はというと、周考王の十五年の翌年（前四二五年）の周曆三月朔が「春秋長曆図」・『中国先秦史曆表』ともに「丁酉」（乙未の翌々日）であるのが一応候補に上るが、周曆三月を十二月にする曆は従来知られておらず、春分を含む月を正月とする曆（周曆十五年の翌年三月までは、その曆の十五年である）の存在をあらためて考えなければならなくなる。しかし、「周の考王十五年」と仮定するのに周曆でないというのはおかしい。また『中国先秦史曆表』に示された天文学上の朔日と二日のずれを示すということも大いに気になる。以上、温県盟書が侯馬盟書と同時期のものと仮定すると、紀年銘によるかぎり第一説のほうが有力である。

しかし、第二説は成り立ち得なくなったとまでは言えない。第一説を有力にする紀年銘が、別の地温泉から出土した盟書のものだという理由のみからではない。侯馬盟書第一類・第二類に記された「嘉」を人名とするという見解を否定しきれないからであり、また下述するように、音韻学的見地からは、「趙<sub>ノ</sub>化<sub>ノ</sub>」を「趙<sub>ノ</sub>尼<sub>ノ</sub>」と字釈して「趙稷」とする見解が難点を有するのと対照的に、「趙<sub>ノ</sub>化<sub>ノ</sub>」と字釈しこれを「趙沆」とする高明氏の見解は、同音関係を設定し得るからである。

そこで、問題の鍵である「趙<sub>ノ</sub>化<sub>ノ</sub>」が文献に知られる人物であることを論証しようという試みを、研究史の上で再検討しておこう。

字釈として「尼」が有力となる以前、郭沫若氏<sup>17</sup>はこれを「化」と釈し、趙の武侯の名とした。ただし、これは単に武侯即位時に趙氏の内紛があったということ状況を証拠としただけで、武侯の名前は史料中に見えないのを無理に「化」と想定したものであった。

郭氏<sup>18</sup>はついでこれを「北」と釈した。「北」は「朔」に通じるとし、文献にみえる「趙朝」を「趙朔」の誤りとするものである。趙朝は上記の武侯の子にして自立が果たせず魏に出奔している。しかし、字の誤りとする論拠はなにもない。

「并」と釈した者もいた。<sup>19</sup>「屏」の略体にして「趙屏」のこととする。趙屏は屠岸賈の謀略によって趙朔・趙同・趙括とともに殺された人物で、この時趙氏は滅亡の淵に立たされている(趙世家晋景侯三年条)。しかし、この争乱は趙氏の内紛ではなく、侯馬盟書に記された「子趙孟」と「趙<sub>ノ</sub>化<sub>ノ</sub>」との対立の図式に合わない。また「屏」という字釈も不適當とされるにいたった。陶正剛・王克林両氏<sup>20</sup>以来、「化」を「尼」とする字釈が有力となり今にいたる。

趙頴氏<sup>21</sup>は、「趙<sub>ノ</sub>尼<sub>ノ</sub>」と邯鄲趙氏の中心人物たる「趙稷」とを字形と字義の上から結びつけようと試みた。「尼」は「昵」の略体であり、「昵」と「暱」・「黏」とが音義相通じ「黏」には「黏」の意味がある(『説文』)と指摘

し、「稷」にも「黏」の意味がある（『説文』「稷」段注に「粘なるものを『稷』という」とあり、同「稷」段注に「稷」は「黏」稻のこととある）とした。また「稷」は「即」と音通し（『説文』「稷」段注、「即」と「尼」とが意味の上でつながる（『爾雅』釈詁）と指摘している。しかし、「尼」と「稷」との関わりを追求するあまり、「即」と「尼」との「同義」の議論が、「同音」の議論にすり替わっているのは首肯できない<sup>23</sup>。確かに「同義」の議論そのものは、実は本論にも後述べるように重要な指摘である。しかし、この議論を出発点として、製作時期を語るには、傍証が必要になり、結局決め手とするには不足がある。

高明氏<sup>23</sup>は、「趙𠄎𠄎」を「趙𠄎化」と釈す郭説を復活させ、「化」と「澆」が音韻上通じることを理由に、それを「趙澆」（猷侯）であるとした。第一類・第二類に見える「嘉」を「趙嘉」すなわち趙桓子とする解釈と合わせ、第二説は強力な論拠を得たことになる。確かに「𠄎」を「化」と釈すことが可能な場合も存在することは、張頌氏<sup>24</sup>も指摘する通りである。また、上古音では「化」（*hwa*、舌根音、歌部合口）と「澆」（*hwa*、舌根音、元部合口）とは、たがいに通韻の關係もあり得て声母も近い。しかし、「化」という字釈がはたして妥当であるかどうかは、別に検討の必要がある。すべてが「化」と釈すことが可能なのではなく、むしろ例外の方が多という事実は無視できない。

この字釈のことにも関わるが、高明氏<sup>23</sup>はまた、吉林大学において舉行された古文字討論会における李学勤・裘錫圭・郝本性三氏の説を紹介して、問題の字は「弧」・「𠄎」と釈せるとし、この「弧」と「化」とが音通すると指摘した。しかし、上古音としては「弧」は「*hwa*」、舌根音、魚部陰声合口、「𠄎」は「*hwa*」、舌根音、魚部陰声合口、「化」は「*hwa*」、舌根音、歌部合口であるから、氏がともに「歌」部に属するというのは誤解であろう。音通は考えるべきではない。むしろ、字釈としては、「化」よりもはるかに「弧」のほうが問題の字に近いように思えることが、この説にとって最も気になる点である。

筆者は『通覧』において、侯馬盟書の書き手の字体意識から見て、「𠄎」は「尼」と釈すべきではないということ

指摘した。<sup>(26)</sup>これを前提とするなら、上記の張領氏の「尼」という字釈を前提とする議論は、そもそも成立しないことになる。ただ、筆者もその際「𠄎」の部首は「𠄎」↓「𠄎」(𠄎)と変化した可能性はないか、すなわち「𠄎」は「射」と釈せないかと問題提起しておいたのであるが、この「射」を「稷」との関わりから議論しようとするれば、「射」(disg, 舌尖音、あるいはdisg, 舌面前音、魚部陰声開口)と「稷」(stjak, 舌尖前音、脂部入声)<sup>(27)</sup>との音通を考えなければならず、同音関係を語るにはやはり難が生じるのである。

以上研究史を概観して判明することは、状況証拠は第一説に有利であるが、肝腎の「趙𠄎」の字釈に関して難点があり、一方第二説は音韻学上有利な論拠を持っていながら、状況証拠に難点があり、しかも、「趙𠄎」についての字釈が完全に納得できるものではないということである。しかるに、もし仮に「趙𠄎」が「趙𠄎」と釈せれば、問題はいつきに解決するだろう。第一説は、その豊富な状況証拠がこれを補完し、第二説はその論拠を失うからである。

筆者は最近、検討の過程で、問題の「𠄎」字は、やはり「尼」と釈すべきではないことを再認識するとともに、これまで念頭に上ったことのない別の字に釈すべきではないかと想定するにいたった。そこで、この点について、以下に論じることにする。

### 三、「𠄎」字について

上述したように「𠄎」字は陶正剛・王克林両氏<sup>(28)</sup>以来「尼」という字釈が有力となっていたが、「化」・「弧」・「𠄎」という字釈も無視することができない。これ以外に「𠄎」・「𠄎」という字釈もあった。この点をよりわかりやすくするために問題の字(表1)とこれらの通常知られる字体(表2)とを示しておこう。

ではまず「尼」という字釈から検討を始める。まず念頭に置くべきなのは、先秦時代の文字で、これまでこの「尼」と釈された字は問題の字を除いて一例も知られていないことである。したがって実は問題の字が「尼」であることを証明する作業は十分ではなかったことになる。

上述したことが、筆者は『通覧』序文のなかで、問題の字が「尼」ではないと論じた。侯馬盟書の字体の特色からいって、そうは釈せないと判断したからである。

侯馬盟書の字体の特色とは、盟書個々の書き手が字形および書体(字体)を意識しているということである。筆者の考察(『通覧』)によれば、侯馬盟書は多くの書き手が盟書作成に加わり、限られた数の手本を筆写したので、そのくせが盟書に反映され、手本にない字と思われるものを混せて同じ字を複数の字形で表現してしまったものもある。しかし、個々の盟書を見れば、書き手の字体意識の結果として、そうした例はむしろ少なく、基本的に同じ字は同じ字体で書き、部首の省略も規則的である。以下、この点から侯馬盟書中の問題の字を見てゆくが、この字は第二類二種を除く・第三類・第六類三種・第七類一種に見られるので、より厳密さを求めるため、これらの類種のみによって検討

 二九五―一 計百九十六例	 一六一―三〇	 一四一―四二
 一七九―一五十七例	 二〇〇―二三例	 三五―一九例
 九八―一三例	 九二―一六例	 八八―一六例
 一〇例	 一一―二例	 八八―一六例

〈表1〉

「侯馬盟書字表(尼)」(山西省文物工作委员会「侯馬盟書」所収、一九七六年、文物出版社より)

<p>乙 三二六八 續存 二二二一五</p>		<p>存下 三五九 前二 二七・五</p>	<p>粹 三六六 獸 二六・四</p>	<p>前五 四七・二 書六・二</p>	<p>後下 三六・六 戰三三・一三</p>
	<p>伯 頤</p>		<p>師虎 邱伯</p>	<p>邱子 柳</p>	
<p>中子化</p>	<p>齊之化</p>	<p>古鉢 今孤佗</p>	<p>石鼓 楚帛書</p>	<p>古匊 北屈布</p>	<p>中山王鼎 三體石經君爽</p>

徐仲舒主編『漢語古文字形表』(一九八二年・文史哲出版社)より

することを旨とし、他の類に渡る場合には注記する。

「尼」と釈すはずの「匕」の部分について(『通覽』表32～41、98～112、164～165、174～177、265、266)、同じ部首をもつ「此」の「匕」の字体と比較してみると(『通覽』表17へ子趙孟、および第四類の表254～256)、前者は「卜」、後者は「卜」と書いていて、明かに別字である。上記の盟書の書き手の性格からすると、問題の字は「尼」ではないと言い得る。「尼」

𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎  
𠄎 北 狐 𠄎 化

〔表2〕

と釈しても問題の解決に役立たないとすれば、この字釈にこだわる必要もない。

同じ「匕」を部首にもつ「化」・「北」についても、同様の議論が成り立つ。

次に「弧」・「𠄎」であるが、右側の部首「瓜」については留保するとして、「弧」左側の「弓」については、「𠄎」(『通覧』表190-193)の部首たる「弓」の部分と比較すればよい。すべて「𠄎」であってそれぞれ個々の盟書ごとに問題の字の「𠄎」の部分と別の形につくっている。「イ」(人)については、「𠄎」(『通覧』表206-213、218-221、234-237、242-245、すべて第三類)の部首たる「イ」と比較すればよい。一例を除いてすべて「𠄎」につくる。この例外の一例(『通覧』表220の「一七九—一五」)が要注意で、これが問題の部首そのものにつくる(𠄎)。しかし、このことは一応念頭に置かなければならないものの、字跡のわかる第三類盟書の大半が、問題の字の部首と「𠄎」字の「イ」とを区別して書いているので、侯馬盟書の書き手が意識してこれらを分けていたことになる。したがって、問題の部首は「イ」ではないと言ってよい。ただ、厳密に言えば、「𠄎」字を書いた「一七九—一五」盟書のみに関しては、問題の「𠄎」字にあたる字がわからないので、これが両者を区別していたかどうかは不明である。しかし、仮に同一であったとしても、この一字のみによって、一般論としての上述の結論は崩れない。なお、上述の「化」の字釈はこの「イ」をめぐる議論でも否定されることとなる。

かくして、侯馬盟書の字体上の特色を前提に検討する限り、これまでの字釈の大半が否定される。残ったのは、部首としての「瓜」と、状況証拠が否定された「𠄎」のみということになる。

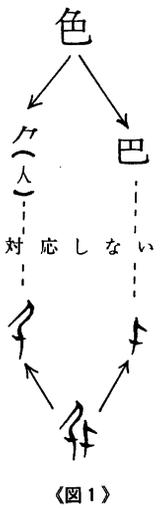
「瓜」の部首については、さらなる検討の出発点となり得る。これは、上述したように、「弧」・「𠄎」の部首であり、その議論は高明氏<sup>(28)</sup>紹介の李学勤・裘錫圭・郝本性<sup>(29)</sup>三氏の説がもととなっている。その説そのものは、鄭韓古城出土の兵器銘文にある「𠄎」・「𠄎」なる字を「𠄎」と釈したものである。高明氏はこの説を援用して侯馬盟書の問題の字の偏旁「𠄎」を「瓜」と釈した。問題は残りの偏旁「𠄎」である。高明氏も援用するにとどめたのは、この残りの

偏旁と上記の「狐」の偏旁である「イ」とが明かに別の形であったからだろう。この偏旁が「弓」にならない点は上述した通りである。

実際、侯馬盟書について「イ」(犬)を部首に用いる例を見ると、残念ながら複数字についてこれを確認できる盟辞中にはないが、参盟人の中にはいくつも見られる。その個々の盟書を見ると、問題の字の偏旁とその人名の偏旁とは、明かに別の形につくられている。例えば「二〇〇—四〇」は「狐」(「狗」、『通覧』表9)なる人名で、「イ」を偏旁とするが、問題の字を「イ」(『通覧』表39)につくっている。

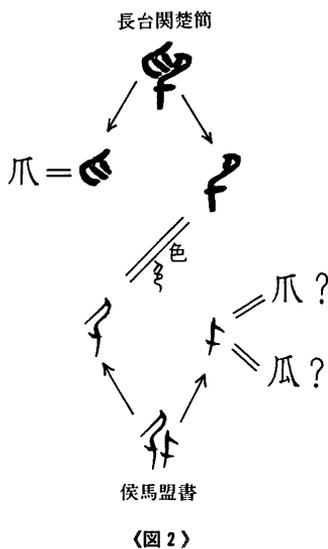
かくして、この部首は「イ」でもなく「弓」でもない(「イ」でもない)とすれば、どう釈したらよいであろう。

「尼」の字について再検討しているうちに、気になる説明に出会った。白川静氏の『説文新義』と『字統』に「尼」の字について「色」字に構造が似ていると述べている点である。もし問題の字を「色」と釈することができれば、「稷」(趙稷の稷)と同音という観点から議論がすすむはずである。すなわち上古音では、「色」は「sək, 舌尖前音、之部入声開口」、「稷」は「sək, 舌尖前音、之部入声開口」、「曼」は「mən, または mən, 舌尖前音、之部入声開口」、これらと「稷」の韻部もほぼ等しい関係にある(「曼」は「稷」と同じ韻部にも分類される)。しかも「色」には説文古文として「𠂔」という字形があり、その発音を示すはずの「矢(矢)」の上古音は「sək, 舌尖前音、之部入声開口」で、その声母は「稷」のそれに等しい。このことから先ず思いついたのは、「色」を「ク」と「巴」とに分解し、問題の字と比較することである。



ところが、「ク」は実は「人」のこと(『説文』「人」に従ふ「巴」の声)であるから、上に検討したように問題の字の部首「イ」は相当しない。「巴」の字も「瓜」であることを議論した「卜」にはならない(『図1』)。最初の目論見はこれによって否定される。

しかし、「色」の字形そのものの検討は必要である。そこで「色」の字形書体を集めてみたところ、先秦時代の例が一例だけ見つかった。河南省信陽長台関一号楚墓出土竹簡銘の「一〇一」にある字である。



この字は、報告者は「色」とのみ釈して何も語っていないが、『図2』に示したように、部首の一方は「𠄎」で、明かに侯馬盟書の問題の字の部首と同じである。位置を入れ換えると、侯馬盟書の問題の字そのものになる可能性すらある。

この字が最終的に「色」と釈して竹簡銘の内容上問題ないかどうかをまず傍証として検討しておく、竹簡「一〇一」全文は「□□□周公戡然𠄎(作)色曰：烏夫、蔑(賤)人𠄎(格)上則型(刑)戮至、剛」と釈せる。これは「……周公、戡然として色を作して曰く、烏夫、賤人上に格れば刑戮至る。剛……」と訓読できて意味もよく通る。従って意味の上では、この字釈は問題ないだろう。ちなみに、侯馬盟書の書き手の特色からいって否定された上述の諸字「化」・「弧」・「瓜」・「北」・「屏」をあてても、意味は通じ難い。

そこで、筆者は、「𠄎」の部首である「𠄎」が「色」ではないかと考える。「色」の字体の実際については、上掲の長台関楚簡銘に見える字を除くと、先秦時代の例は見あたらない。したがって『説文』に小篆として掲げる字を参照するしかないのであるが、その「𠄎」字の筆画をつなげ、点の位置をややずらせば、問題の部首「𠄎」になるのではないかと思うのである。

また一方、「ト」については、上述したように「瓜」と釈する議論があるが、小篆が「瓜」を「𠂔」とし、『命(令)瓜(狐)君壺』(『三代吉金文存』二二—二八—三等)が「𠂔」としているのは字形が異なる。しかし、古爾として紹介されるものに「令狐」氏関係のものがあり、この「令狐」という字釈が正しいとすると、その部首「瓜」は侯馬盟書の問題の字の部首と同じにつくっている。ただ、この古爾は、出土の経緯も明かでなく、どのように扱うか躊躇するところがある。しかるに「爪」およびこれを部首とする字(「爲」等)の小篆・竹簡銘文等を参照すれば、例えば「爲」の小篆は「𠂔」、長台簡楚簡銘は「𠂔」とし、「爪」を長台閔楚簡銘の問題の部首そのもの(𠂔)につくっている。また、侯馬盟書の問題の部首にもむしろ近いようにも思える。

以上のように侯馬盟書の問題の字の部首「ト」については、「爪」・「瓜」いずれかの議論は残るが、長台閔楚簡の場合には部首「𠂔」を「爪」と釈すのには異論ないであろう。したがって「𠂔」は「𠂔」と字釈でき、上記の「色」という字釈に関する意味の考察を援用できる。「𠂔」を「色」の繁文と解釈するのである。

侯馬盟書における「𠂔」字の「𠂔」が音を表すことは、いくつかの例がこの部首のみを用いているのに対し、逆にこの部首を省略することが皆無である(『表1』点が、何にも増して雄弁に物語る。したがって、上述の「ト」が「爪」であるか(字釈は「𠂔」となる)「瓜」であるか(字釈は「𠂔」となる)は、本論の当面する問題には影響がない。

以上これまで主として「尼」と釈されてきた字が、実は「𠂔」または「𠂔」すなわち「稷」と釈すべきであることについて、検討してきたのであるが、この検討結果を支えるべき別の字釈を次にすすめることにする。

#### 四、「𠂔」字について

上述のごとく「稷」字の字釈が固まってくるだけでも、侯馬盟書の製作時期に関する論争は収束に向かうが、「趙𠂔」が「趙𠂔」であるとの字釈を補完するのは、盟辞上彼のすぐ下に位置し、彼を支えた最大勢力と思われる「𠂔」氏

をめぐる以下の字釈問題である。この字は、陳夢家氏の説（「先」）を承けた陶正剛・王克林両氏以来、「𠄎」と釈されたまま、現在にいたるまでその字釈が踏襲されているが、本説では、この字釈を根本から疑って議論をすすめる。

「趙稷」に与した一大勢力は、『左伝』等文献によると范氏・中行氏である。したがって「𠄎」と釈したまま、これを范氏または中行氏のいずれかか関連づけることも可能である。実際、「趙尼」という釈字のままこれを「趙稷」に結びつけた張頌氏は、すでに滅びた氏族である「先氏」の故地を管領した范氏の族員であろうと推論した。しかるに、仮にこれを「范」氏に結びつけるのであれば、「范」と直接釈することはできないのだろうか。

「𠄎」と釈されてきた字（表4）を、字書などで知られる先秦時代の「先」の字体（表3）と比較してみると、ひとつの重要な相違点に気付く。横画が一本足りなかったり、点がひとつ多かったりするのである。このような例は他になく、問題の《表4》の字だけが孤立することになる。

 <p>寧淮二〇三二</p>	 <p>乙三 七九八</p>  <p>粹一 二七</p>		 <p>壺文</p>
 <p>令鼎</p>  <p>駘狄鐘</p>		 <p>卯簠</p>  <p>號季子 白盤</p>	
 <p>秦公鐘</p>  <p>中山王鼎</p>		 <p>組楚文</p>  <p>三體石經無逸</p>	

甲骨文

西岡金文

東周金文等



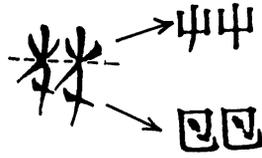
《表3》

徐仲舒主編『漢語古文字字形表』（一九八二年・文史哲出版社）より

 九二一八 計 三例	 一五六一—一九 四百三十五例
 一五六一—一〇 一九例	 一五六一—一九 四百三十五例
 三—十九 三例	 一五六一—一九 四百三十五例
 九三一— 五例	 一五六一—一九 四百三十五例
 一〇五一— 二例	 一五六一—一九 四百三十五例

侯馬盟書字表(八統) (山西省文物工作委員會「侯馬盟書」所取一九七六年・文物出版社)より

〔表4〕



〔図3〕

そこで問題の字を分解して部首が何かを再検討してみると(〔図3〕)、この字の上半分は「屮」であることに気付く。そして下の部分は「犯」の字形にもみられる「巳(巳)」を左右に並べたものである。《表5》に掲げるように、「犯」字については、「詛楚文」の字形が「巳」を「屮」に作る。これが近い。

甲骨文 	西周金文 	東周金文等 
		
		

〔表5〕

徐仲舒主編『漢語古文字字形表』(一九八二年・文史哲出版社)より



## 《「范虎」について》

盟書中、范氏の人物の筆頭には、「范虎」が位置する。文献に見える范氏の筆頭に趙稷に加担した人物は范吉射である。それ故「范虎」は范吉射であろうといった単純な議論ではなく、なにゆえに彼が范吉射であり得るのか、を説明したい。この点について興味深い事実が、『左伝』研究から明らかにされている。それは人名とその字名に関するもので、清人のこの種の議論をまとめて独見を加えたものに周法高『周秦名字解詁彙釈補編』<sup>34</sup>があり、『左伝』所載の人名についてさらに多くの資料を加えたものに方炫琛『左伝人物名号研究』<sup>35</sup>がある。

彼らによると、先秦人物の名号には一定の法則があり、これを一般化して述べれば、意味の同じないし似通った字を字名として使用する。それゆえ、同一の名をもつ者が同一の字名をもつにいたることもまれではなく、例えば、邾子「克」の字名が「儀父」、周の王子「克」の字名が「子儀」、楚の鬬「克」の字名が「子儀」、宋の桓司馬の臣である「克」の字名が「子儀」といった類である。<sup>36</sup>

この例の「克」と「儀」との関係については、錢大昕『潜研堂文集』（『皇清経解』卷四百四十四の十四）が次のように述べている（一）内説明付加<sup>37</sup>。

「儀」は「義」に通じ、「義」は「手」を構成部分とする。「手」は「殺」のことである。ゆえに『易』（の乾の文言に「元とは善の長なり、亨とは嘉の会なり、利とは義の和なり、貞とは事の幹なり。」とある『正義』に）四徳について「元」を「仁」とし、「利」を「義」とする。「利」もまた「刀」を部首とするが、（文言にあるように）「和」を字訓とする。ゆえに（『易』文言に）「物を利して以て義に和するに足る」といい、（『左伝』桓公十一年に）「師、克つは「和」に在り」という。よって「克」の字名は「子儀」というのである。

この説明によるとすれば、この『易』文言にしめされた考えが春秋時代には流布していなければならぬ。この点

については、適格に判断する能力をもたないので、ここに、一説として掲げるにとどめ、これを前提とする議論は避けておくが、「克」と「儀」とが名と字名との関係にあるという点、および一般に名と字名とは意味が似通うなど一定の関係があるという点から出発することは許されよう。

「克」との関係を有する「儀」には「善」の意味がある（『爾雅』釈詁「儀」が、問題の「范吉射」の「吉」も「善」の意味をもつ（『説文』「吉」）。したがって、通例に即して考えれば、「克」と「吉」とはその名と字名との関係を有するに足ると言えよう。「范痍」の「痍」はこの「克」の繁文と考えられる。名と字名との関係は固定して対応する厳格なものでは決していないので、ここにはこのように想定しておく。

上掲二書の示す例を通覧すると、名が一字で字名が二字の場合、いずれも一字の場合、いずれも二字の場合が確認できるようである。その場合、「克」が第一者の場合の名として使われている。このことからすると、「痍」を名、「吉射」を字名と想定できる。

なお、本論「二」において、張領氏の議論を紹介する中で、「𠄎」を「尼」とし「稷」との関連を追求するのに、「同義」の議論をもちだした点に触れた。もし仮に傍証により盟書製作時期が想定された場合には、この「同義」の議論により、上記のような「字名」の議論をからめて、「趙尼」は「趙稷」である、という想定もなりたつたはずである。その意味では張領氏の指摘は重要であった。しかし、これも上述したように、製作時期に関して二つの説が対立するなかでは、決め手とはなりにくかつたし、結果的には「尼」の字釈は誤りであった。幸いに問題の字が「稷」と釈し得たので、これを決め手とすることができたのである。

#### 《「司寇」氏および「史」氏について》

本盟書銘文中には、「司寇𠄎」・「司寇結」という兩名の司寇氏が名を連ねている（第二類四種・第三類）。この兩名に

ついで、これまで特に議論されてはいないが、本論「三」・「四」の検討結果を前提とすると、文献中にみえる氏族に特定し得る。

筆者はかつて「春秋晋国世族とその管領邑——続<sup>39)</sup>」において、「范氏」に関連し、「司功氏」について述べたことがある。「功」は上古音で「*krɛŋ*」、舌根音、東部<sup>40)</sup>に属し、「寇」は「*krɛŋ*」、舌根音、侯部陰声<sup>41)</sup>に属する。これらの陰部は通韻する関係にあり、声母も非常に近いので、音韻の上からは「司寇」は「司功」であり得る。

『世本』(『広韻』・『姓氏書弁証』・『路氏国名記』注引く)には、「司功氏、晋大夫司功景子、士匄(丐)の弟佗(他)、官に因りて氏とす。」とあり、『風俗通義』姓氏篇(『通史』氏族略引く)にも同様の記述があるが、清の雷学淇は「晋大夫司功景子、その先は士匄の弟なり。」と改めた。ここに言う「士匄」は「范宣子」のことである。范氏は「士氏」を第一次氏とする第二次氏であるが、宣子の祖父武子以来「范氏」を称し、第三次氏を派生させる。「司功氏」はこの第三次氏に相当する。

系統が近いということが主たる理由になるが、この「司功氏」が盟書銘文にいう「司寇」氏ではないかと考えるのである。管見のかぎり、「司功」を称する人物は、この范氏から分かれた一族以外にはない。また、別に、「司寇」と音通することがよく知られている「司空」(「空」は上古音では「*krɛŋ*」、舌根音、東部<sup>42)</sup>)、「寇」は「*krɛŋ*」、舌根音、侯部陰声<sup>43)</sup>)を称する者を見ても、適当な者が見あたらない。すなわち「籍氏」<sup>44)</sup>には「司空」と称する兩名の人物「司空頡」と「司空大伯」がいるが、籍氏の中心人物として問題の時期に関する文献に現れる「籍秦」(司空大伯の玄孫)は『左伝』定公十三年(前四九七)に上軍司馬として邯鄲趙氏を伐っているから、彼がたとい「司空」を称したとしても、侯馬盟書に趙稷の仲間として記されるはずがない。籍氏には「司徒公」と称する人物(司空大伯の祖父、司空頡の曾孫)もいるから、「司空」を代々使用したとも思えない。

「司寇」氏が范氏から分かれた一族とすると、もう一氏同様に范氏の別系とみなしたいものがある。第二類二種・

三種・四種および第三類に見える「史醜」である。上述したように范氏は「士氏」を第一次氏とする第二次氏であるが、范氏が独自の勢力となった後も別に「士氏」と称し続けた一系がある。筆者は別稿でこれを「士氏（別派）」と仮に称しておいたが、ここでは「士氏（別系）」と称する。この「士」氏が「史」氏ではないかと思うのである。史は上古音で「*sew*」、舌尖前音、之部陰声開口、「士」は「*sew*」、舌尖前音、之部陰声開口」に属し、韻母は同一で声母系統も同じだからである。士氏（別系）の消息は、士景伯（『左伝』昭公十三年へ前五二九〇〜三十二年へ前五一〇〇に記載）を最後に文献ではわからなくなる。中には范氏、士氏（別系）いずれか不明の「士蔑」のように、『左伝』定公十三年（前四九七）〜哀公五年（前四九〇）の争乱の折、趙簡子側に付いていた（『左伝』哀公四年）者も見えるが、あるいは士氏（別系）の主流は范氏と命運を共にしたのではないかと考えるのである。そう考えてはじめて、「史醜」が第二类二種に特記され、同三種に「趙稷」・「范捷」らとともに（おそらく有力者として）記されているのうなづける。

そこで注目されるのが、『左伝』定公十四年に見える「士鮒」（析成鮒）である。彼はこの時邯鄲趙氏の側に立ち、小王桃甲とともに狄の軍を率いて晋を襲っている。彼と同じ名をもつ晋人「羊舌鮒」の字名は「叔魚」である（『左伝』昭公十三年へ前五二九〇本文内容と杜注<sup>42</sup>）。また衛人「史鮒」の字名も「魚」である（『左伝』襄公二十九年へ前五四四〇杜注および『論語』衛靈公集解<sup>43</sup>）。これらにより、名と字名の関係において、「魚」を仲立ちとし、「鮒」と「鮒」とが結び付く。この「鮒」は、上古音では「*sew*」、舌尖前音、幽部陰声」に属し、「鮒」と同音である。「史醜」の「醜」は、この「鮒」を部首とする。「醜」は通常「醜」と字釈される。この「醜」について、『説文』が「𠩺」に從ふ「酉」の声」と説明していることを援用すれば、「醜」の音は「鮒」であろう<sup>44</sup>。これらのことから、「史醜」とは「士鮒」のことであると想定できる（いずれが名でいずれが字名かは不明）。

「史醜」の本盟辞内の位置（後述するところもある）からすれば、彼は「士」氏の宗主がふさわしい。士景伯の父の士文伯の記事は『左伝』昭公十二年（前五三〇）を最後とし、さらに祖父の士莊伯の記事は『左伝』襄公二十六年（前

五四七)を最後とするのを参照すると、「史醜」は士景伯の子と見られるが、あるいは長寿であったと考えれば士景伯自身かもしれない(ちなみに上記の衛の史籀は、『左伝』定公十三年にも見える)。

### 《「趙狄」と「中行寅」》

『左伝』定公十三年(前四九七)―哀公五年(前四九〇)の争乱の際、趙稷に荷担したのは、『左伝』等文献によれば范氏と中行氏であった。范氏は上述の検討で盟辞の中に見出すことができたが、中行氏の名はまだである。中行氏については、第五類一種に「俞(兪) 出内于中行寅及范□之所」とあり、「中行寅」が「范□」(□は欠字)と併記されることから、趙簡子に敵対する勢力の中に占める重要さが推し量れる。そうであれば、一般の朱書盟書中にその名が見えないというのは異常である。

朱書盟書でも敵対者が多く記された第三類はもとより、その数が少ない第二類の四種よりは三種、三種よりは二種にその名が見えてしかるべきであろう。こうした観点から敵対者を見てみると、第二類三種に趙稷、范痍、史醜とともに記され、同二種に史醜とともに記載されている「趙狄」が注目されてくる。彼が中行寅である可能性はないのであろうか。

中行氏は知氏とともに、「荀」氏を第一次氏とする第二次氏である。そこで、まずは「荀」と「趙」との音通を考えてみよう。しかるに、「荀」を部首にもつ「郇」・「恂」等は「sien」、舌尖前音、真部合口、「旬」は「kɛn」<sup>24</sup>、舌尖前音、真部合口であるが、「趙」と同じ部首「甬」をもつ「桶・痛・通」は「tɕɔŋ」、舌尖音、東部、「甬」は「tɕiɲp」、舌尖音、東部<sup>25</sup>で、たがいに音通を設定すべきでない。したがって「趙」は「荀」とは釈せない。

では名のほうはどうかというと、上述の「范痍」に関する検討と同様、名と字名との関係が成立するかどうかを検討するのがよからう。ただし、その前に「趙狄」の「狄」の意味を確定しておく必要がある。多少の字形的相違を捨

象して言えば、この字は「默」・「呈」・「鯀」の三種の字形で書かれている（『通覽』表52、113、127、166、167、206、209。ただし残字ハ表114「一六一六」、122「九六一」Vを除く）。いずれにおいても省略されることのない「呈」が発音・意味の要をなすであろう。この字には「通る、快くする」（『説文』「遲」の意味がある。一方「寅」にも「進む」（『爾雅』釈詁「寅」の意味がある。相似た意味の字ということが出来る。したがって、名と字名との関係は設定し得る。いずれも一字なので、いずれが名かは不明である。

「趙」は「苟」とはならないが、どこかの地名と考えれば納得がゆくのので、盟辞上の位置を重んじれば、彼「趙默」を中行寅と考えてよいのではないか。

#### 《敵対者（盟辞上の追放者、被盟詛人）の盟辞上の配列について》

敵対者（盟辞上の追放者、被盟詛人）の盟辞上の配列には一定の型式があり、第二類については、この型式に沿って検討し、上述のような大いなる成果が得られた。そこであらためてその配列について見てみると、第二類の一種から四種まで、さらに第三類へと増加してゆくのにあたっては、《表6》のように核になるいくつかの人物の下に増やしてゆくというパターンのあることがわかる（△▽内は盟辞における順位が一定しないもの）。このように整理すると、范木までは范氏の一族、嬖・墜とそれぞれの新君弟は彼らが連れだした晋侯の一族、趙朱・趙喬は邯鄲趙氏の一族、邯鄲郵政と閔舎とは邯鄲趙氏に与した一族という想定が成り立ってくる。「范痨」に並んで記される「范徳」は、第三類盟辞に「范痨」の子の「乙」の後に記されているから、彼の子ではなく同輩ではないか。「司寇鬻」と「司寇結」との関係も同様に考えられる。「范痨」が范氏の宗主范吉射であることからして、「司寇鬻」が司寇氏の宗主であろう。

これら敵対者の配列は、大きく分ければ趙稷、范氏とその一族、晋侯の一族、邯鄲趙氏およびこれに与する者とそ

第二類一種	同二種	同三種	同四種	第三類
趙稷 范疇		趙稷 范疇	趙稷 范疇  范德	趙稷 范疇 范乙 伯父 叔父 兄弟 范德 范鑿 范得 <范譽> <范頤> 中都范彊 范木 <范譽> <范頤> 嬖 新君弟 陸 新君弟 趙朱 <邵城> 趙喬 郝諒 邯鄲郵政 崗舍 <崗伐>
	趙欤	趙欤	趙欤	趙欤 <崗伐> <郵瘡>
	史醜	史醜	史醜  司寇嚳 司寇結	史醜 <郵瘡> <邵城> 司寇嚳 司寇結 <崗伐> <郵瘡> <邵城>

(表6)

の一族、中行氏・士氏・司寇氏およびその一族となる。本来の力関係からは、敵の最有力者であるはずの范疇の上に、趙稷が位置するのは異常である。そのことを端的に示すのが、残りの邯鄲趙氏およびこれに与する者の一族の位置である。彼らは、晋侯の一族とともに范氏の下に付属するように位置している。彼らが付属する位置にあることは、その下に第二類にも有力者として記される「趙欤」すなわち中行寅が位置することからもわかる。こうした盟辞上の趙稷および邯鄲趙氏の位置づけは、侯馬盟書の製作集団が趙孟集團であることを裏書きするであろう。<sup>(46)</sup>

## 《侯馬盟書および温県盟書の暦日および紀年銘について》

本論「二」において、温県盟書の製作時期を決めるべき「十五年十二月乙未朔辛酉」は夏暦による紀年銘で、晋の定侯十五年（西暦前四九八―四九七年初め）の十二月二十七日であり、西暦前四九七年一月十五日に当たると述べた。この想定は「三」・「四」における侯馬盟書製作時期に関する検討で、強力に補完された。

紀年銘に関わる温県盟書の内容は、知られる限り、侯馬盟書のように敵対者を書き連ねることなく、「主」に対する忠誠のみを唱いあげている。<sup>(46)</sup>これは、問題の争乱がその後にはじめて実態上開始されるのと関係しよう。「左伝」定公十三年（前四九七）の記載によると、趙簡子が晋の都の絳にもどるのは、晋定公十六年にあたるこの年の（周暦）十二月のことである。<sup>(47)</sup>

侯馬盟書第一類には、「十又一月甲寅朏乙丑」という暦日がある。これについては、山西省文物工作委员会『侯馬盟書』「曆朔考」<sup>(48)</sup>は、「朏」を新月がはじめて観える日とした上で、王韜『春秋朔閏表』を引き、「左伝」定公十五年正月の初二の日とした。黄盛璋氏<sup>(49)</sup>は、この『左伝』定公十五年正月説を引用する一方で、汪曰鼎『長述輯要』を引き、同哀公五年正月朔も考えられるとしている。前者について言えば、『中国先秦史曆表』を参照すれば、定公十五年一月（冬至を含む正月の翌月）の天文学上の二日（この日が諸種の暦で何日とされていたかはこの際問題にしない）が「甲寅」（西暦前四九六年十二月二十八日）になる。前後の置閏配置を勘案しても「正月」は誤りである。ただ「二月」とすると問題なのは、この月が夏暦の「十二月」にしかならない（翌月は立春を含む夏暦正月）ということである。そこで、山西省文物工作委员会『侯馬盟書』<sup>(50)</sup>図版（八十三頁）を見ると、「十又二」月のようにも見える。一方後者については、哀公五年正月の天文学上の一日の前日が「甲寅」である。「朏」は「初二」・「初三」を問題にするので、これは想定そのものが誤りと言える。問題の争乱の前後を見てみても、周暦正月には他に適当なものが見あたらないので、これまで

問題にされてきた「十又<sup>一</sup>」「月甲寅拙」が実は「十又<sup>二</sup>」「月甲寅拙」であり、西暦前四九六年の十二月二十八日に当たり、「拙」は天文学上の二日に当たると想定しておく。なお「乙丑」は西暦前四九五年一月八日に当たる。

### 《「嘉」について》

「嘉」は第一説と第二説とが大きく解釈を異にした字である。しかもその解釈がそのまま製作時期の問題に関わっていた。本論の検討で、「嘉」とは趙簡子であることが明かになったので、これを人名とする見解はその論拠を失った。第一説に立って、その意味は趙簡子に対する尊称とすべきであろう。

### 六、おわりに

本論は、侯馬盟書において「厄」（他に「化」など多数）・「𠄎」と釈されてきた字を再検討して「𠄎または𠄎（色↓稷）」・「𠄎↓苗（范）」と釈すべきであるという結論を得た。これによって、盟書の製作時期は、趙孟（趙鞅、趙桓子）とその一族である邯鄲の趙稷とが争った『左伝』定公十三年（前四九七）→哀公五年（前四九〇）に記された争乱時となる。『中行寅』の名を書いている墨書盟書も、朱書盟書と同じ時期のものとなる。

さらにこのことを前提として検討をすすめた結果、関連する問題点につき、以下のように想定することができた。

◆盟辞に見える「范」氏の筆頭「范𠄎」は、『左伝』等に見える「范吉射」であろう。一方が名、他方が字名であるが、おそらく「𠄎」が名ではないか。

◆范氏は、士氏を第一次氏とする第二次氏で、別系に「士氏」と称し続けた一系がある。また范氏から分かれた「司功氏」がある。盟辞に見える「史𠄎」はこの士氏（別系）の宗主にして『左伝』等に見える「士𠄎」（析成𠄎）、「司寇」氏は「司功氏」にしてその宗主ならびに有力者ではないか。

◆盟辞に見える「趙欤」は「左伝」等に見える「中行寅」であり、「欤」と「寅」とは名と字名との関係にある（いずれが名かは不明）。「趙」は邑名の類ではないか。

◆盟辞中の敵対者の増加のさせかたには一定の型式があり、核になる人物の下に増やしてゆくという手法をとる。これにより、第三類の敵対者は、趙稷・范禱とその一族・范徳とその一族・晋侯ゆかりの嬖ならびに隣とその一族・邯鄲趙氏の一族・邯鄲趙氏に与した者およびその一族・趙欤とその一族・史醜とその一族・司寇氏とその一族という順位で記された。この趙稷を首位に置き、晋の公族を范氏より下位に位置づけ、さらに邯鄲趙氏の一族、それに与した者と続く順位は、邯鄲趙氏の范氏に対する付属的な位置と対照的に、本来邯鄲趙氏の中に位置するはずの趙稷が盟辞上の首位という異常な位置に居る点をきわだたせ、侯馬盟書が趙孟集団の手になることの傍証となる。

◆温原盟書の製作時期を決めるべき「十五年十二月乙未朔辛酉」は夏曆による紀年で、晋の定侯十五年（西暦前四九八―四九七年初め）の十二月二十七日であり、西暦前四九七年一月十五日に当たる。問題の争乱が実態上開始される直前である。侯馬盟書第一類に記された紀年は「十又二」月甲寅朏乙丑」とされてきたが、実は「十又二」月甲寅朏乙丑」の「二」が不鮮明になったもので、この月は「左伝」（魯）定公十五年二月にあたる晋定侯十八年の（夏曆）十二月である。「甲寅朏」は天文学上の二日（西暦前四九六年十二月二十八日）に当たり、「乙丑」は西暦前四九五年一月八日に当たる。

◆「嘉」は趙簡子に対する尊称であろう。

本論に述べてきた点は以上のようにまとめられる。侯馬盟書は、今後前五世紀初めを反映する貴重な史料としてより重要性を増すであろう。

註

- (1) 拙稿「春秋晋国世族とその管領邑」(『鳥取大学教育学部研究報告・人文社会科学』三三、一九八二年十月)四〇頁、および「同一続」(同三四、一九八三年十月)四五―四七頁。
- (2) 拙著『春秋』晋国侯馬盟書「字体通覽―山西省出土文字資料」(東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター叢刊、別集一五、一九八八年三月三十日)。
- (3) 長甘(趙頌)「侯馬盟書叢考」(『文物』一九七五年五期、山西省文物工作委員會「侯馬盟書」に増補再録)、江村治樹「侯馬盟書考」(『内田吟風博士頌寿記念東洋史論集』所収、同記念会編、同朋社、一九七八年)。
- (4) 唐蘭「侯馬出土晋国趙嘉之盟載書新釈」(『文物』一九七二年八期)、高明「侯馬載書盟主考」(『古文字研究』第一輯、一九七九年)、馮時「侯馬盟書与温県盟書」(『考古与文物』一九八七年二期)。
- (5) 分類名は、前掲(2)書に用いたものと同じ。同書五頁参照。
- (6) 前掲(3)「侯馬盟書叢考」。
- (7) 前掲(4)「侯馬載書盟主考」。
- (8) 吉本道雅「春秋載書考」(『東洋史研究』四三―四、一九八五年)、「晋国出土載書考」(『古史春秋』二、一九八五年八月、朋友書店)。
- (9) 趙頌「侯馬盟書叢攷統」(『古文字研究』第一輯、一九七九年)。
- (10) 新城新蔵「東洋天文学史研究」(弘文堂、一九二八年九月)。
- (11) 張培瑜「中国先秦史曆表」(齊魯出版社、一九八七年六月)。
- (12) 新城前掲(10)書(三三三―三四頁)も述べるように、「春秋」と「左伝」との間には、日月の相違するものがある。新城氏はこれによって夏曆など様々な曆の存在を想定することに懐疑的だが、これに拠る立場では、つまり周王あるいは晋侯の「十五年」と周曆の「十二月」にこだわる限り、温県盟書の曆日を説明することはできない。飯島忠夫「支那曆法起源考」(一九三〇年一月、復刻一九七九年十月、第一書房)四章「春秋の記事に含まれたる曆法」(二二〇頁)は、春秋時代に任意に閏月を挿入していたことを説く。また同五章「左伝・国語の記事に含まれたる曆法」(二五五頁)は、「左伝」の記事の中、晋国に関するものは夏曆をもって示していることを指摘。なお、西周の曆に関する浅原達夫氏のコメント(『西周金文と曆』八「東方学報・京都」五八、一九八六年三月〇七七頁)を参照されたい。

- (13) 前掲(12)飯島論文「春秋の記事に含まれたる曆法」(一二〇頁)参照。立冬を含む月を正月とする曆については、拙稿「楚曆」小考―対《楚月名初探》的管見―(『中山大学学报・哲学社会科学版』一九八一年二期)参照。ただし、この小論で問題にしたのは、戦国時代の楚の曆である。なおこれを執筆当時、実際の天文現象と諸曆の初一とのずれや置閏について、理解が不十分なまでであったので、この点につき検討しなす必要があると考えている。
- (14) 汪日鼎「歴代長術輯要」は問題の正月朔を「甲午」(乙未の前日)とし、談宗英編『中国史暦日中西暦日対照表』は「乙未」とする。
- (15) 前掲(8)「晋国出土載書考」二一九頁。ただし、氏がこの年の周曆正月の他に同三月(乙未朔)を問題とし、後者を有力とするのは適切ではない。冬至を含む月を正月とする周曆にあつては、三月は常に立春を含む月(これが夏曆正月になる)より前に位置することはないからである。実際前掲(11)『中国先秦史曆表』を参照すれば、周曆二月(西曆前四九七年一月十九日〜二月十七日)が立春を含む月である。ただ『中国先秦史曆表』史日朔閏表は、これを夏曆の十二月のように分類しているが、前年の置閏を遅らせてこれを正月とし、閏月をその次に置くべきだろう。なお、本文に述べた紀年推定の過程の一部は、河南省文物研究所「河南温県東周盟誓遺址一号坎発掘簡報」(『文物』一九八三年三期)にすでに検討されている。
- (16) 汪日鼎「歴代長術輯要」談宗英編『中国史暦日中西暦日対照表』ともに問題の三月朔を「丙申」(乙未)の翌日)とする。
- (17) 郭沫若「侯馬盟書試探」(『文物』一九六六年二期)。
- (18) 郭沫若「出土文物二三事」(『文物』一九七二年三期)。
- (19) 張頴前掲(9)論文、七八頁紹介。
- (20) 陶正剛・王克林「侯馬東周盟誓遺址」(『文物』一九七二年四期)。
- (21) 前掲(19)論文。
- (22) 上古音では、「稷」(ʒiəŋ, 舌尖前音、之部入声)と「尼」(ni, 舌尖音、脂部陰声開口平声)とは、声母系統が異なり、韻部も通韻の關係にない。「即」(iəŋ, 舌尖前音、脂部入声)を介在させても結論は変わらない。以上、上古音をめぐっては、この議論において評価の高い董同龢『上古音韵表稿』(『中央研究院歷史語言研究所单刊』甲種之二十一、台湾国風出版社、一九四四年十二月)を参照する。(一)内は、前者が本書による推定音、中者が声母系統、後者が韻部である。なお、この『表稿』の索引として、慶谷寿信編『董同龢『上古音韵表稿』索引・付訂正表』(文海出版社、



けた。確かに問題の字は「狂」の小篆「𠄎」に似て部首を共有するが、本文に上述したように盟書の他の字例において「𠄎」を「𠄎」と記している点から推すと、問題の「𠄎」は「𠄎」ではないように思える。

「𠄎」が「𠄎」の別体であることは間違いないので、残る「𠄎」が発音だとする時、「色」との関連が浮かび上がってくるかどうかが問題である。「食」については『説文』に「𠄎」に「𠄎」に従ふ「𠄎」の声」とあるこの「𠄎」が、「𠄎」のようにも思えるし、また「𠄎」の字形に似ているようにも思える。しかしいずれも、上古音として一般に議論されているところからすると、同音関係を想定するには材料不足である。このことを承知の上で検討を続けると、上記の説明がある以上は「𠄎」は「食」と同じ発音とされていたのである(段注は、これを否定し「𠄎」に「𠄎」に従ふ」と訂正)。「食」字そのものは侯馬盟書中には見られないが、これを部首とする字がある。すべて「𠄎」の別体として出て来るものである(「𠄎」『通覧』表52、115、124、127、207それぞれに見える)。「𠄎」の部分「𠄎」につくり、上掲「𠄎」の問題の部首と同じに見える(ただし厳密に言うと、「𠄎」字を書く「一五一一」は「𠄎」の別体として出て来るもの表23V)。「食」は上古音では「 $s_{12}$ 、舌尖音、之部陰声開口、あるいは $s_{12}$ 、舌面前音、之部入声開口」で、「色」(「 $s_{12}$ 、舌尖前音、之部入声開口」)に韻母が同じであるものの、声母系統は異なる(前掲(24))。また「𠄎」は「 $s_{12}$ 、舌尖前音、脂部入声開口」で韻母も通押の関係にない。

「𠄎」の部首は「𠄎」であるという想定も成立するかもしれない。これを「𠄎」(𠄎)字と見るものである。この場合は、本文にすでに「色」の別体「𠄎」について検討したように、「𠄎」と音通する。しかし、この字は報告書(山西省文物工作委員会『侯馬盟書』、一九七六年、文物出版社)の図版が不鮮明であるし、同書の「侯馬盟書字表」は、「𠄎」なる字を載せているので、確証を得ない。

以上、本論の議論とは次元を異にするものとして、ここに注記するにとどめる。

なお、状況証拠が否定された「𠄎」については、再説の必要性を認めない。

(32) 陳夢家「東周盟誓与出土載書」(『考古』一九六六年五期)。

(33) 前掲(20)論文。

(34) 周法高『周秦名字解詁彙釈補編』(中華叢書、台湾書店、一九六四年十月)。

(35) 国立政治大学中国文学研究所博士論文。一九八三年七月。

(36) 前掲(34)書、五一頁。

(37) 前掲(34)書、五一頁が引用。

(38) 『易』の繫伝や文言の成立時期は、秦から漢初にかけてと考えられている。金谷治『秦漢思想史研究』(一九六〇年、

日本学術振興会、八一年加訂増補、平楽寺書店)の第四章第二節「易伝」の思想」三八二頁参照。

(39) 前掲(1)論文、三五―三六頁。

(40) 前掲(1)論文、三一―三三頁。

(41) 前掲(1)論文、三八頁。

(42) 前掲(34)書、九三頁。

(43) 前掲(34)書、九四頁。

(44) ちなみに「醜」の上古音は「チウ、舌面前音、幽部陰声」で、「鑑」と韻部は同じであるものの、声母系統は別になる(遠くはない)。しかも、「通覧」表52、113、127、166、167、210、213を見ると、例えば表113「三一九」が「鬼」につくり、表120「九二一八」が「糲」とつくっているように、「昏」が声符であるという意識のないまま別体ないし略体を使用している者もあり、表117「八五二二」のように「醜」につくる例もあるが、概ね「昏」を使用している点をここでは重視した。

(45) 拙稿「趙孟とその集団成員の『室』―兼ねて侯馬盟書を検討する―」(『東洋文化研究所紀要』九八、一九八五年)参照。

(46) 前掲(15)「河南温県東周盟誓遺址一号坎発掘簡報」

(47) 周曆・夏曆いずれにても可。前掲(10)書「春秋長曆図」参照。

(48) 山西省文物工作委員会『侯馬盟書』(文物出版社、一九七六年)三四頁。

(49) 黄盛璋「関于侯馬盟書的主要問題」(『中原文物』一九八一年二期)。

(50) 前掲(48)書。冒頭にカラー図版もあるが、問題の箇所はよくわからない。

(51) 前掲(2)書「序説」一〇―一頁参照。

(52) 湖北省随県(随州市)擂鼓墩一号墓(曾侯乙墓)出土竹簡の三九号簡に「狐」と釈されている字があるが、これを「狐」と釈すべきかどうかについては、若干の検討を必要とするので、本論には扱わなかった。また、「者沔(沔)鐘」(白川静『金文通釈』二三〇など)に「沔(沔)」と釈されている字「沔」は、「刀(弓)」の部分の本論で問題にした「色」の字形に類似するが、この字はこの鐘銘に多用されている裝飾文字要素(点)という観点からの検討が必要なので、これも割愛している。古璽印に「信」と釈されている字「信」があり(『信城侯」印。羅福頤主編『古璽彙編』所収、五六

頁〇三三三、文物出版社、一九八一年十二月、その偏も問題の「色」の字形になっているが、これも同様の観点からの検討を必要とするだろう。本論に問題とした「𠂔」という字もこの検討にからめて考察すべきであると考えている。